京都労働局登録省令公示第９号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第１項又は第 75 条第３項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の２第２項第１号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の３第２項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称　　日本建機教習所株式会社

登録教習機関の住所　　和歌山県橋本市東家６丁目５番 22 号

代表者職氏名　　代表取締役　杉本　賢哉

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
日本建機教習所株式会社
和歌山県橋本市東家６丁目５番 22 号

登録番号　　京第 36 号

登録年月日　　令和３年 11 月 16 日

行うことができる技能講習　　フォークリフト運転技能講習

登録更新年月日　　令和８年 11 月 16 日

登録の有効期間の満了日　　令和 13 年 11 月 15 日

令和８年 11 月４日

京都労働局長

※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第８条第３項の規定に基づき、その印影を印刷しています。